

所沢都市計画第一種市街地再開発事業の決定(所沢市決定)

都市計画所沢駅西口北街区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

決定告示年月日 平成27年 9月30日

名称	所沢駅西口北街区第一種市街地再開発事業					
施行区域面積	約 0.6 ha					
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
		幹線街路	3・5・10 中央通り線	16.0m (32m)	約 78m	都市計画道路決定済 幅員の()書きは全幅員 一体的施行により土地区画整理事業で整備
		区画街路		4.0m (8.0m)	約 158m	幅員の()書きは全幅員 一体的施行により土地区画整理事業で整備
	下水道	公共下水道				一体的施行により土地区画整理事業で整備
建築物の整備	建築物		敷地面積に対する		主要用途	備考
	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	建築面積 の割合	延べ面積 の割合		(参考) 高度利用地区の制限内容
	約 2,400 m ²	約 36,300 m ² (約 24,000 m ²)	約 6/10	約 60/10	住宅 商業 業務	容積率の最高限度 60/10 容積率の最低限度 30/10 建ぺい率の最高限度(注1) 6/10 建築敷地面積の最低限度 1,000 m ² 壁面の位置の制限 4m以上
建築敷地の整備	建築敷地面積	整備計画				
	約 4,000 m ²	壁面の位置の制限により歩行者のための空間を確保するとともに、広場等の有効な空地を整備し、市街地の環境の向上を図る。				
住宅建設の目標	戸数	備考				
	約 315 戸					

(注1) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物であるため、1/10を加えた数値とする。

「施行区域、公共施設の配置は計画図表示のとおり」

理由 土地区画整理事業との一体的施行により、都市計画道路等の都市機能の更新と併せて敷地の共同化による土地の合理的かつ健全な高度利用及び建築物の耐火性・不燃化を促進し、良好で快適な都市空間の形成を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。